

## 平成28年度海老名市介護保険運営協議会第1回会議 結果

日 時：平成28年5月27日（金）  
午後3時30分～4時40分  
場 所：海老名市役所 706会議室

出席委員 13名

高橋委員、鈴木委員、窪田委員、久田委員、小賀坂委員、窪倉委員、平本委員、川村委員、橋本委員、神崎委員、大貫委員、加藤委員、吉田委員

（高野委員欠席）

事務局（保健福祉部） 7名

橋本保健福祉部長、小澤保健福祉部次長、内田高齢介護課長、萩原高齢者支援包括ケア担当課長、安本高齢者支援係長、荒井介護保険係長、大森主査

傍聴者 なし

- 1 開 会 （司会：内田高齢介護課長）
- 2 委嘱状交付
- 3 自己紹介
- 4 あいさつ （橋本保健福祉部長・高橋会長）

※橋本保健福祉部長、小澤保健福祉部次長退席

5 議 題（進行：高橋会長）

(1)海老名市地域密着型（介護予防）サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正について（荒井係長）

- ・認知症対応型通所事業所について、運営推進会議を設置し、概ね6か月に1回以上運営推進会議を開催しなければならないという内容
- ・現在、市内の認知症対応型通所介護事業所は中心荘第2老人ホームの1箇所

委員：運営推進会議はほかの地域密着型にも設置しなくてよいか

事務局：ほかの地域密着型サービスに関しては運営推進会議があり、現在も条例施行規則に規定がある。今回、法改正により新たに認知症の通所介護についても同じように運営推進会議を設けなければいけないとなったので、条例施行規則を改

正したものである。現在もグループホーム、小規模多機能居宅介護は運営推進会議を開催している。

(2) 地域密着型サービス事業所の指定更新申請について(荒井係長)

- ・指定更新を受けようとする事業所はグループホームえがお
- ・指定の有効期間満了は平成 28 年 5 月 31 日
- ・人員基準、設備基準、運営基準については、それぞれ基準を満たしている

委員: 協力医とされる歯科医はホームページに院長の名前すら載っていない。協力は市内の医療機関としてお願いしたい。

地域密着型サービスとあるので、なおさらそう考える。

事務局: 当初、指定した時から継続して協力医療機関となっている。平成16年が最初の指定だったので、この12年程、協力医としてやっていただいている。

現状、市内の医療機関でなければいけないという決まりはないので、ご意見として受けたまわる。

委員: エレベーターの設置は必須条件か

事務局: 必須条件ではないが、バリアフリーの観点からほとんどの施設で設置されています。

(3) 介護保険法の改正について(荒井係長)

- ・利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護事業所について、平成 28 年 4 月 1 日から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに移行
- ・変更点は、指定権者が事業所所在の市町村になること、原則事業所の所在の市町村の住民しか利用できないこと、運営推進会議を設置し概ね 6 か月に 1 回以上会議を開催すること
- ・通所介護の指定は基準に合致していれば指定することになる
- ・既に 1 事業者から指定申請の相談があり、書類審査で基準をクリアし実地確認した上で指定させていただき、次回の運協で報告したい
- ・今後は、運協開催日に合わせて、指定日、事前相談期限、申請書類提出期限、実地確認、公示日を設けたい

委員: 変更点のイで「原則、事業所所在の市町村の住民のみしか利用できない」とあるが、今まで他市の事業所を利用していた人は継続できるのか。また、新規で利用したい時は利用できないと聞いている。

事務局: 新規の利用が絶対にできないということではない。指定同意という制度があるので市町村間で同意を得られれば利用することができる。今現在、利用されている方はみなし指定でその市の指定を受けているとみなすことから、継続して利用ができる。

委員: 新規利用者が利用するための条件はあるのか。

事務局: 個別判断としている。

(4)海老名市介護保険施設等公募選定委員会委員の推薦について(荒井係長)

- ・特別養護老人ホームの再公募に伴い改めて公募選定委員会を開催することになったため、介護保険運営協議会から1名委員を選出する

事務局案として、前回の選定委員会で委員を務めていただいている加藤委員を提案したところ、意義なく本人の了承も得られたため加藤委員を選出することとした。

(5)地域包括支援センターの活動状況について(安本係長)

- ・市内6カ所の地域包括支援センターがあり、対象地域を受け持ち、地域に暮らす市民の悩みや問題に対応している
- ・地域包括支援センターでは、①介護予防ケアマネジメント事業②総合相談・支援事業③権利擁護事業④包括的・継続的ケアマネジメント事業を担っている
- ・各地域包括支援センターの活動状況について、休日夜間の時間外相談における権利擁護、高齢者虐待の件数は少ないが重たい内容が多い
- ・各センター独自活動も実施している

委員:前回の会議の中で、地域包括支援センターという名称に関して通称名を付けてはどうかとの提案があったが、その後、どうなったのか。決まっていなければ、引き続き検討をお願いしたい。

事務局:地域包括支援センターというのが解りにくいことはあるが、包括という言葉が定着している。早急にとということではなく、折りを見て様々な意見を聞きながら検討していきたい。市では地区を示す名称を付けているが、他市の状況としては花の名前を付けている市もあるが、名称の最後には包括と付いている。包括支援センターという名前が介護保険法の中で決まっている名前なので、全く違う名称にするのもどうかと悩ましいところである。

委員:民生委員は5地区に分かれているが、29年度から6地区に分かれると聞いている。今までは、民生委員の会合でも包括支援センターの方に参加していただき情報交換や事業の協力をいただいた。しかし、さつき町包括支援センターの中に社家地区が入っていることによって、本来の地区のことをやりながら、社家地区のこともやらないといけない。組織が違うので難しいかもしれないが、民生委員が6地区になることから区分けを統一できないのか。統一できれば包括支援センターも民生委員も、お互いの連携が取りやすくなると思います。

事務局:民生委員が6地区になることは聞いているが、包括支援センターの区分けを統一することは難しいと考えているが、今後、検討していきたい。介護保険運営協議会の意見として福祉総務課へ伝える。

委員:包括支援センターの現状をお話したい。

平成18年に南包括ができた当初から3人体制でやっている。現在、1人の職員が45人程を担当している。平成20年当時の担当していた人数は15人だった。現在、介護度をとっていない人の対応もしている。介護度をとっている人について

でも、介護度が進まないように地域との繋がりを求められたりもしている。横浜市では担当の件数に上限があり、それ以外は委託へ出している。現場の改善へ向けて検討をお願いしたい。

事務局:介護対象者が増えている中で求められていることが多いことから、全体的に考えて整備していきたい。

(6)その他

- ・次回の開催は10月を予定

6 閉 会 (鈴木副会長)